

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月28日
【会社名】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
【英訳名】	Canon Marketing Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 正己
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番6号
【電話番号】	(03)6719-9111
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理本部長 柴崎 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番6号
【電話番号】	(03)6719-9072
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理本部長 柴崎 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年3月27日開催の当社第45回定時株主総会（以下「本総会」という。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円

配当総額 金1,863,214,780円

剰余金の配当が効力を生ずる日 平成25年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものである。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、村瀬治男、川崎正己、佐々木統、柴崎洋、坂田正弘、相馬郁夫および澤部正喜の各氏を選任する。

なお、相馬郁夫氏は社外取締役候補者である。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清水正博氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈および取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する芦澤光二氏に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

また、本総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、第3号議案の承認を条件として再任される取締役6名のうち、社外取締役を除く5名（村瀬治男、川崎正己、佐々木統、柴崎洋および坂田正弘の各氏）に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給する。なお、その支給の時期は各氏の取締役退任の時とし、具体的金額、方法等は、取締役会に一任する。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額41,100,000円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	1,123,687	575	0	98.49	可決
第2号議案	1,123,775	450	0	98.50	可決
第3号議案					
村瀬 治男	1,024,862	99,348	52	89.83	可決
川崎 正己	1,023,375	100,834	52	89.70	可決
佐々木 統	1,101,779	22,431	52	96.57	可決
柴崎 洋	1,101,896	22,314	52	96.58	可決
坂田 正弘	1,101,924	22,286	52	96.59	可決
相馬 郁夫	1,017,947	106,315	0	89.23	可決
澤部 正喜	1,101,892	22,318	52	96.58	可決
第4号議案					
清水 正博	1,083,193	41,068	0	94.94	可決
第5号議案	1,042,302	67,413	14,549	91.36	可決
第6号議案	1,108,423	10,243	5,598	97.16	可決

(注) 1 各議案の賛成数、反対数および棄権数は、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できたものを加算しています。

2 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数(本総会前日までの事前行使分と当日出席分を合計したもの)を分母とし、本総会前日までの事前行使分における賛成数に当日出席の一部の株主から賛成が確認できた分を加算したものを分子として算出しています。

3 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。